

# 仕様書

## 1 件名

ごみ分別案内システム構築及び運用保守業務委託

## 2 履行場所

東京都墨田区東向島五丁目9 番11 号

資源環境部すみだ清掃事務所啓発指導係

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、構築業務については契約確定日の翌日から令和8年9月30日まで、

運用保守業務については令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

また、構築業務には試行運用の実施期間を含むものとする。

## 4 システム使用方法

### (1) 利用者向け

区ホームページまたはSNSアプリ（LINE）で利用可能なものとする。

### (2) 管理者向け

インターネット利用環境下の端末から管理画面へのログインにより利用するものとする。管理画面の開設及びIDとパスワードの発行は受託者が請け負う。

### (3) 稼働時間

原則24時間365日利用可能とすること。ただし、システムメンテナンス等のシステムの安定的な動作維持を目的とした計画停止は除く。

## 5 業務内容

### (1) プロジェクト計画書策定

受託者は契約締結後10営業日以内に、プロジェクト計画書を策定し、区の承認を得ること。プロジェクト計画書にはプロジェクト全体の管理方法、具体的なスケジュールや作業内容も記載すること。

### (2) 機能要件

別紙の機能要件を有するもしくはこれ同等の機能を有すること

### (3) 構築業務

基本設計・詳細設計

受託者が提供するシステムの基本機能に準じて区が求める仕様に改修するため

の基本設計・詳細設計を行うこと。

構築・設定

基本設計・詳細設計に基づき、システム構築・設定作業を行うこと。

テスト

仕様書に定める要件が正常に動作することを確認すること。

操作研修

システム導入後に区職員向けの操作研修を実施すること。

ドキュメント作成

運用手順書（データ提出可）を提出すること。

（4）保守業務

定期保守

適正な人員を配置し、本業務の履行に支障が出ないようにすること。システムのログ等を基に稼働状況の確認を行うとともに、必要に応じて予防措置を講じること。

障害対応

システム障害に関する区等からの通報に基づき、派遣が必要な場合は速やかに保守技術者を派遣し、状況把握、障害箇所の特定、影響範囲の調査及び復旧作業を速やかに行うとともに、同様の障害が発生しないよう予防措置を講じること。  
なお、状況により遠隔対応も行うこと。

ヘルプデスク

操作方法及び障害等に関する区からの問い合わせに関する回答を行うこと。

保守対応時間及び受付方法

ア) 対応時間

平日（月～金、ただし、祝日及び年末年始を除く）8時30分から17時までとする。

イ) 受付方法

電話又は電子メールとし、電話受付対応時間は上記のとおり。

作業報告

ア) 障害対応を実施した場合、原因、影響範囲、対応内容、再発防止策を作業報告書にまとめ、区に提出すること。

イ) 改訂版ドキュメント

区へ納品済みの完成図書（運用手順書等・データ提出可）の内容変更を要する場合及び保守作業を実施した場合は、完成図書該当箇所の改定版も併せて

提出すること。

## 6 事業実施体制

本業務に従事する者の中から区との情報共有、進捗・課題管理等、プロジェクト管理に記載の項目を管理するプロジェクトリーダー1名を選任すること。受託者において適切に役割分担を行う体制をとること。

## 7 成果物

受託者は本業務が完了した際に成果物を提出すること。なお、成果物の作成にあたっては内容や体裁について事前に調整すること。納品物はすべて電子データで提供するものとし、区の環境で利用可能な Microsoft 365 に対応するものとする。

## 8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 本仕様書の各事項を責任者その他受託業務に従事する者に遵守させること。
- (2)「情報セキュリティ要件に関する事項」を遵守すること。
- (3)個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (4)本業務において、成果物、その他受託者が作成し、区に提出した資料や電子データ等の著作権は、区に帰属する。ただし、受託者が従前より権利を有する著作物及びノウハウを除く。受託者は、区に著作権が帰属する資料等に関し、いかなる場合についても著作者人格権を一切行使しないものとする。
- (5)受託者は、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、区との協議により解決を図ること。
- (6)本仕様書に記載した固有名詞等は、一般に、それぞれの会社又は団体の登録商標、商標又は商品名である。

## 9 支払方法

### (1) システム構築費

履行検査確認後、一括で支払う。

### (2) システム利用料及び保守費（令和8年10月1日から令和9年3月31日）

履行検査確認後、毎月支払う。

## 10 担当者名及び連絡先

墨田区資源環境部すみだ清掃事務所（分室）啓発指導係 平塚・河野・仲瀬  
03-3613-2229（直通）